

社会福祉法人 大慈厚生事業会

短期入所生活介護事業〔介護予防短期入所生活介護〕 運営規程

第1章 総 則

(目的および運営方針)

- 第1条 この規定は、社会福祉法人大慈厚生事業会（以下「法人」という）が設置運営する指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕の事業大慈弥勒園ショートステイ（以下「施設」という）の運営及び利用について必要事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とします。
- 2 施設は、たとえ介護が必要になったとしても、自らの意思に基づいて質の高い生活をおくっていただけるお手伝いをさせていただきます。
 - 3 施設は、ノーマライゼーションの考え方をもとに、「生きていく喜び、わかちあう」の理念のもと、利用者と地域の方々そして職員とが、お互いが認め合い支え合うことのできる関係をつくることを目標とします。
 - 4 施設は、利用者が自ら選択・決定できる環境及び手段を整え、実現していくお手伝いをしていきます。そして、その過程の中で、喜び・感動・生きがいを感じ、利用者が生きる意欲をもち、自分らしく生きていくことをどこまでも支え続けます。

(事業所の名称等)

- 第2条 名称及び所在地は次のとおりとします。
- (1) 名 称 大慈弥勒園 ショートステイ
 - (2) 所在地 神戸市西区櫛谷町長谷13-1

(利用定員)

- 第3条 施設の利用定員は15名とします。

第2章 職員及び職務内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 施設に次の職員を置きます。(併設する介護老人福祉施設との一体運営による合算数)

- | | |
|-------------|--------------|
| (1) 管理者 | 1名 |
| (2) 事務員 | 2名以上 |
| (3) 生活相談員 | 1名以上 (常勤) |
| (4) 介護職員 | 39名以上 (常勤換算) |
| (5) 看護職員 | 4名以上 (常勤換算) |
| (6) 機能訓練指導員 | 1名以上 |
| (7) 医師 | 1名以上 |
| (8) 栄養士 | 1名以上 |

(9) 調理員（業務委託）

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超えまたはその他の職員を置くことができます。

3 前1項の職務分掌は次の通りとします。

(1) 管理者

施設の経営と全体運営を掌握し、職員を指揮監督します。管理者に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が管理者の職務の代行をします。

- ①施設の全体的管理及び施設利用者の処遇に関する全般的事項
- ②職員の指揮監督に関する事項
- ③収支予算・決算に関する事項
- ④会議に関する事項
- ⑤その他、係りに属さない事

(2) 事務員

管理者の命を受けて、所定の事務に従事します。

- ①会計経理に関する事項
- ②物品の受け払いに関する事項
- ③伝書の発送受理に関する事項
- ④介護保険請求に関する事項
- ⑤その他、労務・庶務に関する事項

(3) 生活相談員

管理者の命を受けて、利用者の入退所、生活相談及び処遇計画の立案調整、実施に従事します。

- ①利用者の生活・身上についての相談業務に関する事項
- ②利用者の金銭管理に関する事項
- ③利用者の教養娯楽に関する事項
- ④処遇計画の立案調整に関する事項
- ⑤地域福祉事業に関する事項
- ⑥利用者の介護に関する事項

(4) 介護職員

管理者の命を受けて、利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事します。

- ①利用者の介護に関する事項
- ②居室・廊下等の清潔・清掃に関する事項
- ③利用者の洗濯業務に関する事項
- ④リハビリテーション及び教養娯楽に関する事項
- ⑤利用者の看護に関する事項

(5) 看護職員

管理者の命を受けて、医師の診療補助及び医師の指示を受けて利用者の看護、保健衛生業務に従事します。

- ①利用者の保健衛生に関する事項
- ②医薬品の受払・保管・管理に関する事項
- ③利用者の専門的看護に関する事項
- ④診療介助に関する事項
- ⑤利用者の介護に関する事項

(6) 機能訓練指導員

施設長の命を受けて、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を回復または維持し、その減退を防止するために必要な訓練及び指導に従事します。

- ①利用者の機能訓練に関する事項
- ②利用者の介護に関する事項
- ③利用者の教養娯楽に関する事項
- ④処遇計画の立案調整に関する事項

(7) 医師

施設内診療所において、入居者の診療及び施設の保健衛生の管理業務に従事します。

- ①利用者の診療に関する事項
- ②利用者の保健衛生に関する事項
- ③利用者の看護に関する事項
- ④利用者の介護に関する事項

(8) 栄養士

管理者の命を受けて、給食管理、利用者の栄養指導に従事します。

- ①献立の作成並びに給食業務に関する事項
- ②給食材料の受け払い・保管・管理に関する事項
- ③利用者の介助に関する事項
- ④給食委託業者との連絡調整に関する事項

(9) 調理員

管理者の命を受けて栄養士の指示を受けて、給食業務に従事します。

- ①給食業務に関する事項
- ②調理機器の維持管理に関する事項
- ③利用者の介助に関する事項

4 職員毎の事務分掌及び日常業務の分担については、管理者が別に定めます。

第3章 内容及び費用負担

(基本原則)

第5条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕サービスは、利用者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行うものとする。

2 指定短期入所生活介護の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行います。

3 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕サービスの提供にあたっては、利用者の人権に十分に配慮し、新進的虐待行為の禁止は勿論のこと、利用者の生命または身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等利用者の行動を制限する行為を行わない。また、利用者の人権、社会的身分、門地、宗教、思想、信条等によって差別的又は優先的な取り扱いを行いません。

4 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕サービスは、利用者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする

5 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕サービスは、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況などを常に把握しながら、適切に行うものとする。

6 自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図ります。
(利用料及びその他の費用の額)

第6条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕利用料及介護報酬の告示上の額とします。

- (1) 自己負担額としては保険より支払われる額を差し引いたものを請求します。
 - (2) 食費及び居住に要する費用を請求します。
 - (3) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用を請求します。
 - (4) 前号に掲げるもののほか、短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担してもらうことが適当と認められる費用を請求します。
- 2 前号の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対し事前に説明した上で、支払いに同意を得ることとします。

(送迎の実施地域)

第7条 通常送迎を実施する地域は次の通りとします。

(1) 西区

(2) 垂水区・須磨区

神戸市西区、垂水区狩口台・北舞子・向陽・小東台・小東台東・小東山・小東山手・小東山本町・潮見が丘・清水が丘・神陵台・神和台・星陵台・多聞台・多聞町・千鳥が丘・千代が丘・つつじが丘・西舞子・西脇・本多聞・舞子坂・舞子台・舞多聞西・舞多聞東・学が丘・南多聞台・名谷町・桃山台、須磨区北落合・白川台・菅の台・友が丘・中落合・西落合・東落合・南落合・竜が台

(3) 明石市

明石市朝霧台・朝霧北町・朝霧山手町・中朝霧丘・北朝霧丘・西朝霧丘・東朝霧丘・上ノ丸・王子・北王子町・南王子町・大明石町・大蔵谷奥・茶園場町・新明町・硯町・太寺・太寺大野町・太寺天王町・鷹匠町・立石・田町・樽屋町・大道町・西新町・荷山町・東仲町・東野町・人丸町・東人丸町・東山町・松が丘・松が丘北町・宮の上・山下町・和阪稻荷町

第4章 運営に関する事項

(サービス利用の留意事項)

第8条 利用者が指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を受ける際に、利用者が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、同意を得ます。

(内容、手続き説明及び同意)

第9条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ます。

(開始及び終了)

第10条 利用者の心身の状況により、もしくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、または利用者の家族の身体及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅における日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供します。

2 地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供の開始から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービスまたは福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めます。

(提供拒否の禁止)

第11条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の利用申込みがされた場合は、正当な理由なく指定短期入所生活介護の提供を拒みません。

(サービス提供困難時の対応)

第12条 通常の事業の実施地域など勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適切な他の事業者等を紹介する等な措置を速やかに講じます。

(受給資格等の確認)

第13条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を求められた場合は、その者の掲示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期限を確かめます。

2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その趣旨及び内容に沿って、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供するよう努めます。

(要介護認定等の申請等に係る援助)

第14条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕のサービス提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう地域包括支援センターもしくは居宅介護支援事業所と連絡を取り必要な援助を行います。

2 居宅サービス計画が作成されていない場合には、要介護認定等の申請が、遅くとも現在の要介護認定等の有効期間が終了する30日前には行われるように、居宅介護支援事業所と連絡を取り必要な援助を行います。

(心身の状況の把握)

第15条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めます。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第16条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供の開始に際し、居宅サービス計画が作成されていない場合には、当該利用申込者またはその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を保険者に対して届け出ること等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明します。

- 2 居宅介護支援事業者に関する情報を提供します。その他の法定代理受領サービスを行います。

(居宅サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第17条 居宅サービス計画（介護予防ケア計画）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供します。

(サービス提供の記録)

第18条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供した際には、提供日及び内容、その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画（介護予防ケア計画）を記載した書面またはこれに準ずる書面に記載します。

(保険給付の償還請求のための証明書の交付)

第19条 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕に係る利用の支払いを受けた場合には、提供した指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の内容、費用額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付します。

(サービス計画の作成)

第20条 施設の管理者は、相談員に、相当期間以上にわたり継続して入所することが予想される利用者については利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を把握して、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性を念頭に、サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、サービス目標、達成時期、サービス内容及び留意事項をもちこんだ短期入所生活介護計画を作成します。

- 2 相談員は、短期入所生活介護計画を作成する場合には、それぞれの利用者に応じて計画を作成し、利用者またはその家族に対し、その内容などについて説明し同意を得ます。
- 3 短期入所生活介護計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画内容に沿って作成します。

(食事の提供)

第21条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好を考慮して、適温に配慮し、適切な時間に提供します。食事時間はおおむね次の通りとします。

- (1) 朝食 午前7時00分から
- (2) 昼食 午後12時00分から
- (3) 夕食 午後18時00分から

2 食事の提供は、利用者の日常生活に必要な機能の減退防止に配慮して、可能な限り、離床して行うよう努めます。

(機能訓練)

第22条 機能訓練指導員は、利用者に対し、サービス計画に基づいてその心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第23条 管理者は常に利用者の健康留意し、必要に応じかかりつけ医師に連絡するとともに、急を要する場合は適切な処置を講じ、その記録を整備しておくものとする。

2 利用者に入院の必要な事態が生じた場合には、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力病院などに引き継ぐものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

第24条 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行います。また、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努めます。

(利用者に関する保険者への通知)

第25条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者に通知します。

- ア 正当な理由なしに指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- イ 偽り、その他の不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。

(衛生管理等)

第26条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととします。

2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 二 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。
- 四 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行うこととします。

(従業者の質の確保)

第27条 施設は、職員の資質向上のために、その研修の機会を確保します。

- 2 事業者は、利用者に対する介護に直接携わる従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。

(個人情報の保護・開示等)

第28条 施設は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。

- 2 施設は、職員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければなりません。
- 3 施設は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。
- 4 施設は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。
- 5 施設保有データの開示請求については介護に関する個人情報開示の規程に基づいて行うこととします。
- 6 施設は、個人情報の保護に係る規程を公表します。
- 7 施設は、介護に関する個人情報開示の規程を公表します。

(身体拘束の制限)

第29条 職員は、指定短期入所生活介護サービス〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供にあたっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

- 2 施設は、前項の身体拘束等を行う場合には、その様態および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。
- 3 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとします。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を新規採用時及び定期的に実施すること。

(虐待防止に関する事項)

第30条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- 一 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ること。
- 二 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

- 三 施設において、介護職員その他の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会）

第31条 施設は、当該施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るために、当該施設における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催するものとします。

第5章 サービス利用にあたって利用者又はその身元引受人（家族）が留意すべき事項

（禁止行為）

- 第32条 利用者又はその身元引受人（家族）は事業所内で以下のような行為をしてはならない。ハラスメント等に該当し、サービス提供の中止または契約解除の場合があります。
- 2 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒すること。
 - 3 指定された場所以外で火器を用い、又は自炊すること。
 - 4 けんか、口論、泥酔などで他人に迷惑をかけること。
 - 5 施設の職員又は他の利用者に対して迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動をおこなうこと。
 - 6 施設の職員又は他の利用者に対して行うハラスメント（たたく・つねる、蹴る、手を払いのける、大声を出す、無視、怒鳴る、つばを吐く、理不尽なサービスの要求）などの迷惑行為。
 - 7 施設の職員又は他の利用者に対してセクシャルハラスメント（必要もなく手や腕をさわる、抱きしめる、ヌード写真を見せる、性的な話をする、下半身を丸出しにする）などの迷惑行為。
 - 8 施設の職員又は他の利用者に対して行う悪質クレームやストーカー行為（特定の職員につきまとう、長時間の電話、理不尽な長時間のクレーム）などの迷惑行為。
 - 9 サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。

第6章 緊急時、非常時における対応方法

（緊急時における対応）

第33条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師またはあらかじめ施設が定めた協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じます。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第34条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとします。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - 三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
 - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとします。
 - 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとします。
 - 4 施設は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

(非常災害対策)

第35条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理に関する責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

- 2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとします。

(業務継続計画の策定等)

第36条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- 2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、新規採用時及び必要な研修・訓練を定期的実施するものとします。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

(協力医療機関等)

第37条 施設は、利用者の病状の急変時に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定め、次の各号に掲げる体制を構築します。

- 一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- 二 施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 三 利用者の病状が急変した場合等において、主治の医師、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた利用者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第7章 雑 則

(重要事項の掲示)

第38条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を行う事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員等の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示します。

2 施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載します。

(地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第39条 施設は、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者並びにその職員に対し、特定の利用者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他財産上の利益供与を行いません。

(地域との連携)

第40条 施設は、運営にあたっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めます。

(苦情処理)

第41条 提供した指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕に係る利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、相談窓口を設置し苦情の内容に配慮して必要な措置を講じます。

2 提供した指定短期入所生活介護に関し、保険者または国民健康保険団体連合会からの指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行います。

(会計区分)

第42条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の事業の根拠となる事業所ごとに経理を区分するとともに指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の会計と他の事業の会計を区分します。

(記録の整備)

第43条 設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備しておきます。

2 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

(法令との関係)

第44条 この規程に定めないことについては、厚生労働省令並びに介護保険法の法令に定めるところによります。

(その他)

第45条

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は施設と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附 則

この規定は、平成16年4月1日から施行する。

この規定は、平成17年10月1日から施行する。

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年6月1日から施行する。